

平成28年度第2回福島県男女共同参画審議会議事録（確定版）

日時 平成29年1月27日（金）

13:30～15:14

場所 本庁舎2階 第1特別委員会室

◎出席委員（敬称略）12名

苅米 照子、川端 浩平、倉持 恵、桜井 秀、鈴木 千賀子（県社会福祉協議会）、
鈴木 二三子、大樂 勝弘、藤野 美都子、前川 直哉、松本 記美子、目黒 正一、
横山 まゆみ

◎欠席委員（敬称略）7名

大野 政幸、鎌田 千瑛美、カンヤ・ソムキッド、鈴木 千賀子（福島労働局）、
関 博之、林 克重、本田 政博

◎庁内関係部局

危機管理部 佐藤隆広部主幹兼副課長、災害対策課 佐藤恒夫主任主査、
文化振興課 村上利通総括主幹兼副課長、保健福祉総務課 湯澤広行主任主査、
こども・青少年政策課 遠藤威光総括主幹兼副課長、
雇用労政課 高島光二主幹兼副課長、農林企画課 戸城和幸主任主査、
土木企画課 菊地和良主任主査、高校教育課 岩淵優子指導主事、
警務課 黒須英昭企画第二補佐

◎事務局

金子隆司生活環境部政策監、角田仁男女共生課長、生出千秋副課長兼主任主査、
伊藤恵美主任主査、安田康男主査、阿部祐介主事、三瓶なる美主事

1 開会

2 生活環境部長あいさつ（金子政策監代読）

3 議事

規則により、議長は審議会の長が務めることとなっており、藤野会長が議事進行。
議事に入る前に、委員19名中12名が出席し、「福島県男女共同参画審議会規則」
第3条第3項に規定する定足数の過半数に達しており、本会議が成立している旨報告
あり。

議事（1）「ふくしま男女共同参画プラン」の推進状況について

（藤野会長）

議事（1）「ふくしま男女共同参画プラン」の推進状況について、事務局より御説明願
います。なお、委員の皆さまから事前に提出のあった御意見についても併せて説明願
います。

(角田男女共生課長から、資料1-1、2、3、4に基づき説明。)

(角田課長)

続きまして、事前に委員の皆さまから御提出いただいた意見等について御説明いたします。資料1-5をご覧ください。いずれも横山委員から、資料1-4の「福島県の男女共同参画推進状況」についての御質問です。

No.1の「男女間の賃金格差が広がった理由について」とNo.3の「介護休業の取得の男女比について」につきましては、商工労働部雇用労政課から説明いたします。雇用労政課さん、よろしくお願いします。

(雇用労政課 高島主幹)

商工労働部雇用労政課の高島と申します。よろしくお願いします。

まず、「男女間賃金格差」に関しまして、男性を100として女性が平成24年調査72.1%、平成27年調査70.7%で、なぜ下がっているのかという御質問ですが、パートの比率等をきちんと分析しないと、はっきり「これだ」という回答はできませんが、調査の中の現実的な部分としては、男性も女性も給料は上がっているが、女性の上がる率が低くなっているという実際の数値が出ています。パートが増えている中で、女性の方がパートが多いので、そうした理由から賃金格差が出てきているのかなと想定はできますが、はっきり「これだ」と回答はできません。

それから、「介護休業の取得の男女比」に関しまして、平成27年調査で1,000人以上での取得は女性100%となっていますが、これは「制度が充実しているからなのか？」という部分につきましては、介護休業については法律で定められているものですので、制度が充実しているからではなく、大企業の方が取りやすいということだと考えられます。今回調査の中でたまたま100%になっていますが、小規模企業よりも大規模企業の方が取りやすいということだと思います。

(角田課長)

ありがとうございました。

次に私の方から、No.2の御質問「県の審議会等における委員の男女比率が減少した理由」につきましては、平成24年度以降、新たに設置されたり、選任を再開した審議会が6つございますが、特定の分野で「女性の専門職が少ないために女性委員の登用が進まなかった」というものが大部分でございます。なお、先ほども御説明いたしましたが、直近の比率は35.5%となっており、引き続き担当課とのヒアリングを通じ、女性委員の登用を促進してまいります。

(藤野会長)

ただいまの御説明に関し、御意見・御質問等ございましたらお願いします。

(横山委員)

我々労働組合もですが、一旦女性を登用したことによって安心感が生まれてしまって、後継者を育てられないということがあったものですから、県の方ではどういったことだったのかをお聞きしたかったわけです。

賃金に関しても、非正規の方の給与の問題が大きくなってきています。その中で、本当の理由が「非正規」にあるのか、「女性の賃金の上がり方が低い」のか、というのを参考までにお聞きしたかったということでした。

(藤野会長)

この件につきまして、商工労働部さんの方から追加して情報提供いただけますか。

(高島主幹)

その件に関しましては、賃金の構造基本統計調査でみている部分ですが、男性に比して女性の上がり具合が低いというのが、事実としてあるということです。

(藤野会長)

その中で、正規と非正規を分けた情報はお持ちですか。

(高島主幹)

この調査の中では、規模別では出ていますが、正規・非正規という部分では出ておりませんので、商工労働部では回答できません。

(藤野会長)

後ほどでもかまいませんので、もしわかるようであれば情報提供いただきたいと思います。

それからもう1つ、資料1-5のNo.3「介護休業取得者の男女比」についてです。これは資料1-4の95ページにグラフが出ていますけれども、1,000人以上の場合、取得者「12人」中、男性の取得者が「0」で、女性が「12人」であったという100%で、逆に男性が取っていないという問題であるかも知れません。そのようにこの数字をご覧くださいと思います。

加えて、皆さまの方から御意見・御質問等ございますか。

(苅米委員)

県の男女共同参画の策定が全国41位ということで、下から数える方が早い。また最低賃金も福島県は七百四十数円でこれも全国三十位代です。このことについて、県では啓発とか企業への働きかけを行ってみて、近々策定予定の所はあるのでしょうか。

(角田課長)

御指摘のとおり、各市町村の男女共同参画計画の策定率は低い状況となっておりますので、これまで2町村しか回っていませんが、今後できる限り訪問し計画策定のお願いを行っていきたいと考えています。また、新年度におきましても引き続き未策定の町村にお願いして回りたく考えています。

最低賃金に関しては、雇用労政課さんの方でお願いします。

(高島主幹)

最低賃金に関しましては、福島労働局の方で、労働者・使用者・公益を代表する者で構成される審議会の意見を伺い、決定していくという方法をとっています。福島県の場合

合は、昨年の705円から今年度は726円と、21円のアップとなりました。福島県としても、最低賃金を守るよう広報したいと考えております。また、労働局の方でも各企業等と呼んで、最低賃金を遵守しているかというチェックを行っていると聞いています。

(前川委員)

資料1-4の112ページの「地方公務員管理職への女性の登用状況の推移(福島県)」を見ると、平成28年は5.0%で年々上がってきてはいるのですが、全国平均と比べるとまだまだ低く、その差は年々広がってきていると見てとれます。率先すべき県庁の比率をどうやって上げていくのか、また全国との差が広がっている原因の調査研究を今後どのように行っていくのか伺えればと思います。

(角田課長)

県においては、県庁として「福島県職員男女共同参画推進行動計画」を持っており、所管は人事課となりますが、そちらの方で目標値を定め、女性登用に取り組んでいくことになっております。

昨年3月に計画を改定いたしまして、目標値を8%と定め女性登用を図っていくこととしています。資料のデータは国の調査におけるものなので、集計の方法が違っていますが、数値が低い理由といたしましては、そもそも県庁に採用になる女性の数があまり多くなかったことをございますので、今後採用に際し女性が応募しやすい、受験しやすい方法を取っていくと聞いております。

(藤野会長)

加えて、皆様の方から御意見・御質問等ございませんか。

それでは御意見も出尽くしたようですので、次に移らさせていただきます。

議事(2)「ふくしま男女共同参画プラン」の改定に関する答申案について

(藤野会長)

議事(2)「ふくしま男女共同参画プラン」の改定に関する答申案について、事務局より御説明願います。

(角田課長)

説明に入ります前に、お配りしております資料について、簡単に御説明させていただきます。

(角田男女共生課長から、配付資料の説明。)

(藤野会長)

それでは、まず「パブリック・コメント及び委員からの意見等について」、事務局より説明をお願いします。

なお、資料2-2のNo.5とNo.8の意見は、他の項目と合わせて、後ほど御審議いただきたいと思ひます。

(角田男女共生課長から、資料２－２の説明。)

(藤野会長)

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見や御質問があればお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして「前回の審議会で私と副会長の手元で調整することとなった項目について」、御審議いただきたいと思います。

(藤野会長から、資料２－３の説明。)

資料２－３を御覧願います。

No.1ですが、前回、前川委員より、４８ページの具体的施策に「公営施設や学校において、どのような性自認の人々でも使いやすいトイレや更衣室の設置を進めるなどの取組を進める」との記載を追加すべきとの意見があり、今回、資料２－２のNo.8で、具体的施策④に設備上の配慮（トイレ、更衣室等）に関する取組の推進を追加すべきとの意見がありました。これに関し、副会長とも相談しましたが、私としては、だれでも使えるトイレ等については、現在においても取組が進められていることから、前回審議会の中で発言のあった虹色ピクトグラムについて、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、県において検討するよう審議会として要望することとし、表現については原案のまましたいと思います。

次に資料２－３のNo.2ですが、これも前川委員より、同性パートナーとの公営住宅への入居について意見があり、条例改正をプランに盛り込むのは適当でないことから対応について調整することとなったわけですが、これに関しても副会長と相談し、社会情勢の変化等を踏まえ県として検討するよう、審議会として要望することとし、表現については原案のまましたいと思います。

御賛同いただけますか。

(前川委員)

今、藤野会長がおっしゃられたことに勿論賛成なんですけど、一つ強調しておきたいのは、震災から６年経って、これまで仮設住宅や見なし仮設に住んでおられた方が、今後復興公営住宅に住まれるケースが増えていく時期になります。その時に同性パートナーと入居できるのか、できないのかということで、タイミング的にもギリギリで直ぐにでも答えを出していただきたいと考えております。対応としては、条例の改正で家族以外でも住めるようにするのか、若しくは家族要件が残る場合には、男女共生課で同性パートナーの証明書のようなものを発行するのか、そのどちらかになると思うのですが、いずれにしても実際に困っている県民がいるという認識に立って、直ぐに取り組んでいただければと思います。

(藤野会長)

加えて皆様の方から何かございますか。

それでは、先ほど御提案させていただいた虹色ピクトグラム等に関する点と公営住宅

への同性パートナーの入居の可能性を開く条例改正等について、県へ審議会としてこの場で要望することとさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(角田課長)

先ほど、同性パートナーの認証を男女共生課の方でと前川委員から御発言がありましたが、そのような認証事務は基本的に市町村の固有事務になろうかと思われま。関係する部署の意見を伺いながら進めていくことになると思います。また、社会情勢の変化も踏まえる必要がありますので、全国の状況を見ながら適時適切に対応してまいりたいと考えております。

(前川委員)

ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりで、社会情勢の変化のところには、全国でこのようなケースを導入している自治体が増えてきているということは勿論、まだ取り組んでいない自治体があるから福島としてはそう急ぐこともないという判断も出てくるかも知れませんが、社会情勢の変化の中には、震災の後の復興というものが大きく関わってくると思います。これまで持ち家だったので同性パートナーと暮らせていたところが、震災・避難によって公営住宅等に一緒に住めなくなってしまう、そのようなケースが無いように様々な配慮をお願いしたいと思ひます。

(角田課長)

前川委員がおっしゃるように、全国の状況だけではなくて本県独自の状況というのもございますので、そのようものを踏まえながら関係部局と調整し対応してまいりたいと考えております。

(藤野会長)

それではよろしくお願ひします。

他になければ、「庁内各部(局)からの意見等について」、事務局よりお願ひします。

(角田男女共生課長から、資料2-4、2-4-1の説明。)

(藤野会長)

ただいまの御説明に対して、委員の皆様から御意見・御質問があればお願ひいたします。

それでは、続きまして本審議会に先立ちまして「委員の皆様から提出された意見等について」、事務局よりお願ひします。

(角田課長)

(角田男女共生課長から、資料2-5の説明(資料2-2のNo.5を含む。))

それでは、委員からの事前提出意見等についてご説明いたします。

まず、資料2-2のNo.5をご覧願ひします。

パブリック・コメントの際に前川委員から素案48ページ具体的施策の②の5行目、人権の後ろに括弧書きで（性自認や性的指向に関するものを含む）との説明を追加すべきとの御意見があり検討したところでありますが、これにかさねて、資料2-5をご覧くださいまして、No.1、人権を尊重する意識を高める教育が何を指すのか不明のため、「人権を尊重する意識を高める教育」を「性自認や性的指向などを理由として困難な状況におかれている人々への理解を深める教育」に変更すべきとの御意見です。

事務局といたしましては、人権には、性自認や性的指向などを理由として困難な状況を抱えている人々の人権も当然含まれておりますので原案のままとしてはいかがかと考えます。

（藤野会長）

ただいまの前川委員からの御意見ですが、ふくしま男女共同参画プラン（資料2-1）の48ページをご覧くださいと思います。

具体的施策の②の文言についての御意見を頂戴いたしました。これに関して事前に副会長と御相談させていただきまして、下から2行目の真ん中辺りから、「学習指導要領における人権教育に関わる内容を踏まえ、人権を尊重する意識を高める教育を推進します」となっていますが、この最後に「人権を尊重する意識を高める教育を推進します」と入れてしまいますと、1行目からの「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒に対する対応に関する文部科学省通知等を踏まえ、性自認や性的指向などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に配慮した対応をするとともに、」と書いてあるのに、この焦点がぼやけてしまうということになりますので、明確にするために最後の「人権を尊重する意識を高める」という文言を削除して、「～発達段階に応じ、学習指導要領における人権教育に関わる内容を踏まえた教育を推進します」という形にして、教育の内容が性自認や性的指向などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に配慮したものであるということをきちっと伝える内容に整理した方が良いのではないかと考えたところです。この点に関しまして、本日この審議会の場で委員の皆様の御意見を伺って、この具体的施策②の整理を行いたいと思いますので、忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

前川委員の方からは、きちんと「性自認や性的指向に関するものも含む」と入れるべきとの御意見ですが、この具体的施策②の文言が長いので整理した方が良いというのが、私と副会長が事前に相談したところです。

いかがでしょうか。

（倉持委員）

今会長の方から提案ありましたことについては、私個人としては賛成で、そもそも人権教育については33ページで、「学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等の推進」という項目があって、一般論として述べられているのかなと思います。ここでは、一般論ではなく個別した教育としてを明記した方がよいのかなと思いましたので、そのように修正した方がよいと思います。

（前川委員）

②は二つの要素でできていると思います。前半は「性自認や性的指向などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に配慮した対応」、つまり当事者の子どもたちへの対応であり、後半部分は当事者に限らず、全ての児童生徒どのような教育を行うかということ

です。その後半部分について、「人権教育には性自認や性的指向に関するものも当然入るからいらぬ」という意見を事務局からいただきましたが、47ページの目標のところ「性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育を進める」と書いているので、これをそのまま持つてくる、長くなるようであれば「上記の目標を達成するための教育」でも良いと思います。目標をはみ出た施策ではないので、明記した方が現場は混乱しないだろうなという判断で申し上げております。

(藤野会長)

「～に配慮した対応をするとともに、」の次からですが、同じ文言を二度繰り返すと長くなります。「学習指導要領における人権教育に関わる内容を踏まえ、」も当然のことなのでカットすることとし、「～に配慮した対応をするとともに、上記の目標を達成するため小・中・高・特別支援学校における教育を推進します」とした方がすっきりすると思いますが、「上記の目標を達成するため」という表現が良いかどうかですけれども、いかがでしょうか。

(川端副会長)

大目標が前にあるので、無くても良いと思います。

(藤野会長)

「～対応をするとともに、小・中・高・特別支援学校における教育を推進します」とすっきりさせ、審議会としての意見をまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

この点に関して、教育庁としてはいかがでしょうか。

(高校教育課 岩淵指導主事)

この場でお答えすることはできないので、持ち帰らせていただければと思います。

(藤野会長)

どうぞよろしくお願いいたします。

もう一度確認しますが、審議会の意見としては、「～対応をするとともに、小・中・高・特別支援学校における教育を推進します」でよろしいでしょうか。

(角田課長)

教育庁で持ち帰るということですが、再度審議会を開催することも難しいので、会長の方で整理していただければと思います。

(藤野会長)

わかりました。

最終的な答申案については、教育庁の返答を待って、私と副会長及び事務局で文言の整理をさせていただきたいと思いますが、御一任いただけますか。

(前川委員)

一任にさせていただきたいと思いますが、今会長がおっしゃった文章で、前半の部分に関しては平成27年4月の文科省通知の内容そのままだと思います。後半に関しては、これまで法務省が決めた人権週間の中に「性自認や性的指向などを原因とする差別をなくそう」というのが10年以上も前から既に盛り込まれている言葉ですから、別に新しい言葉が出されたわけではありません。ですので、これが書かれたからといって現場で何か新しいことをするというのではなく、方向性がより明確になるといったものだと思いますので、警戒する内容ではないと思います。

(角田課長)

資料2-5のNo.3~5がまだだったので、説明させていただきます。

(角田男女共生課長から、資料2-5(No.3~5)の説明。)

No.3~5までは会長からの御意見です。記載の3つの目標値について、「数値目標が示せないのであればモニタリング指標にしてはどうか」との御意見で、事務局としては、他の計画への影響も無いことから、御意見のとおりモニタリング指標にしてはいかがかと考えます。

(藤野会長)

今の点を含め、このプランの見直しについて委員の皆様から御発言させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(社会福祉協議会 鈴木千賀子委員)

48ページの関連で、指標23で「教職員における男女共同参画の研修(性自認や性的指向に関する内容を含む)」とありますが、県職員についてはどのように進められるのかお聞きしたいと思います。

(角田課長)

新採用者の研修や管理職の研修等で男女共同参画に関する研修を行っているの中で周知を図っていくという形で進めさせていただきたいと考えています。関係部局とよく調整して対応していきたいと思います。

(藤野会長)

現在行っている職員研修の男女共同参画のプログラムの中に、性自認や性的指向に関する内容が含まれるよう、男女共生課の方から働きかけていただきたいとの要望を出させていただきますので、よろしくをお願いします。

(前川委員)

今の鈴木委員の意見に関連してですが、現在市町村単位では男女共生課やウィメンズスペースふくしまが主催(共催)し実施されるもの等があります。

今週、私、郡山市に呼ばれて「多様な性と性的マイノリティ」というタイトルで、市民及び教職員(約100名)の研修を行いました。このように市町村単位では、性的マイノリティ関連の研修は増えてきていると実感しています。

これまで、男女共生課または男女共同参画センターとして、これまでの開催は無かったのか、また、今後どの程度のペースで行っていく予定であるのか伺いたいと思います。

(角田課長)

LGBTに関する研修は、過去に男女共同参画センターで行ったことはありますが、今後行う研修についての目標値としています。

(前川委員)

これまでの調査により、7～8%は性的マイノリティだと言われており、福島県内には15万人弱いることとなります。この数字を考えると、平成32年度の目標値200人は少なく、もっと増やしても良いのではないかと思います。性的マイノリティの一人として、私たちがいないことにしない県政を男女共生課の皆さんにやっていただかないと進まないの、強くお願いしたいと考えています。

(藤野会長)

指標22の現状値「0」は、プランが改定された後の積算数ですね。

(角田課長)

指標22の受講者数は、性自認や性的指向に関する内容を確実に盛り込める市町村担当者に対する研修を想定しており、平成32年度までに200人としています。

なお、数値は「0」から積み上げていきたいと考えております。

(鈴木千賀子委員)

要望として申し上げたいと思いますが、立派なプランができたわけですが、これは県の施策の方向性を示すということなので、これを実行するのは県職員の皆さんになるかと思えます。男女共同参画というのは理念を扱う世界なので、理念の中身が間違っていたのでは立派な施策を掲げたとしても砂上の楼閣になってしまうのではないかと思います。なので、男女共同参画についての正しい理解を持つ必要があると思えますが、普段の仕事をしている中で、男女共同参画について理解が進むかといいますと、なかなか難しい面があり、改めてそのような学びの機会というものを設けないと、なかなかこの概念というものが身につかないのではないかと思います。

以前ですと、男女に特性があるからそれに応じた扱いをすることは差別ではないという考えがあった時代もあるわけですが、男女共同参画の中ではそうではないと、そういう決めつけをするのは違うんだと、なっているはずなのですが、男女共同参画というのはこういうものだという真の理念の理解を皆さんに持っていただかないと、執行する上で非常に心許ないというか、効果が上がらないということになると思えます。いろいろな資料の中で「女性ならではの」とかいう表現が未だにでてきているわけですが、その辺については理解が不足してそのような表現になってしまうのかなと思えますので、今日は総務部さんで来ていないようですが、人事課や職員研修課、あるいは男女共生センターと相談していただきながら、県職員の方々がこの辺について、正しい理解の下にこのプランの実現を図っていく形にするようにしていただければと思います。

(藤野会長)

ありがとうございます。

(事務局に) よろしく申し上げます。

鈴木二三子委員、何か御意見ございますか。

(鈴木二三子委員)

私たち、女性団体連絡協議会としましては、毎年11月末か12月頃、「男女共生のつどい」を行っており、今年度も11月29日に二本松の男女共生センターで行いました。その他にも、男女共生センターで行っているフェスティバルには、所属する23団体がブースを設け、「人を人として」という考えの元に啓蒙活動をしたり、それぞれの活動をしています。これからも続けてまいります。

(藤野会長)

大樂委員、何か御意見ありましたらお願いします。

(大樂委員)

男女共同参画というのは、男女が平等で公平にお互いの人格を認めあうということとても大事なことと思いますが、私としては「男には男の、女性には女性の適した」という思いがありまして、これが悪いんですね。例えば、一番困っているのは獣医さんですね。今女性が優秀で、医師のなり手も女性が多く、獣医も同じですね。獣医の枠があって、女性はしっかり勉強するから受かって、男性の方が落ちてしまう。猫とか犬の小動物の獣医はいるが、牛とか馬の大動物の獣医がいない。畜産農家、業界ではそのようなことが心配されています。「女性だから」とか「女性は女性らしく」という言葉は差別ということなので、気をつけながら、遠慮しながら生活しているが、女性が大動物を診れるのかというと、なり手が少なく診れないんです。

その辺りを気をつけながら、女性の人権を今まで以上に認めていく村づくり、街づくり、福島県づくりを進めてまいりたいと考えています。

(藤野会長)

ありがとうございます。

男女共同参画の意識が浸透すれば、大動物を扱う女性の獣医さんも増えると思います。今後の展開を見守りたいと思います。

(横山委員)

反論ではないですが、私、物作りの現場で働いております。私自身は事務ですが、やはり男性にしかやらしてもらえない仕事はあります。ですが、本来女性でもできる仕事であっても「女性はできない」という排除をしてしまうことを無くしていただきたいというのが一番の気持ちです。「女らしく、男らしく」とは言われますが、生物学的に女性しかできないのは、妊娠・出産だけです。それ以外は、力の差はあったとしても男女ともできるはずですよ。ですから、その入口の所で排除するとか、「女性だからできないだろう」という認識を取り払っていただきたいというのが一番の願いです。

(藤野会長)

松本委員、御意見ありましたらお願いします。

(松本委員)

今私がいる広野町の保育所は、震災後保育士さんがいない中で、「どうしよう」という時に、復興庁に応援の保育士をお願いした経緯があり、現在男性保育士1名に来ていただいています。それまで女性保育士ばかりだったので、男性保育士への配慮に気づきませんでした。細かいことでは、休憩室にしても男性保育士の居場所とかで、気を遣いながら仕事をしていたのかなど、今頃になって配慮が足りなかったと反省しています。

また、他県の話ですが、保護者から「男性保育士に着替えをさせないでほしい」とかの問題もあるようですが、家庭ではお父さんだっておムツ替えとかしていることを考えると、「男性保育士だから」と言うのはどうかと思うので、県あるいは町として考えていかなければならないと改めて感じました。

(藤野会長)

ありがとうございました。

子育ての男性の係わりについても、まだまだのところがあるかと思いますが、いろいろな所で様々な気づきがあると、世の中が変わると思います。

目黒委員、御意見いただければと思います。

(目黒委員)

冒頭の方で説明があった資料1-2の関係ですが、まずは県内での市町村計画の策定率が低いというところで、私、自宅は会津坂下町、職場は柳津町で、この図を見ると圧倒的に会津地区に未策定の町村が多い状況で、責任を感じていますが、県として会津・南会津圏域の町村に対してどのような働きかけをしているとか、他の地区と比べると意識が低いとかあると思いますが、県として積極的に各町村の担当者への指導等が必要になってくると思いますので、よろしくお願いします。

(角田課長)

昨年、一昨年と会津方部へ担当職員が出向きお願いしているところではあります。小さな町村ですと職員数も少なく難しい面があり、計画策定までは結びついていないということもありますが、「計画策定の手引き」というものもありますので、再度会津、南会津の町村を訪問しお願いして参りたいと考えております。

(藤野会長)

(地図が策定済みを表す)全体が緑になるといいですね。

桜井委員、御意見あればお願いいたします。

(桜井委員)

私の仕事は、妊娠・出産する女性を診させていただくことです。ただ、妊娠といってもそのすべてがハッピーな妊娠ではなく、全国的に見ると15~16%が望まない妊娠です。福島県全体としては現場での性教育の努力もあり、10代に限っては人工妊娠中絶率がどんどん右肩下がりになってきています。一方、40代の望まない妊娠が多く、人工妊娠中絶率は依然として全国ワースト2位、全年代ではワースト5位です。この辺をどうしたら良いかというのが、今非常に頭を悩ませているところです。

郡山市の性教育の状況をお話しますと、郡山医師会が予算をつけて市内28中学校に講師を派遣し、私もその一員として参加しています。ただ、他の市町村をみると予算が

無いということで、中学生に外部講師が性教育をすることまでは浸透していません。高校生になると、その管轄は県ということになりますが、現場の養護の先生に意見を伺うと、年に1回くらいは外部講師を呼んで性に関する講演をしてほしいということですが、残念ながら予算が無く、講師を呼べないという声を各校から聞きます。今年の例として、ある高校の養護の先生から予算が「ゼロ」だが閉校前に来てほしいと連絡を受け、実際に話をしてみいました。私としては、非常にやりがいを感じて帰ってまいりました。

いずれは県の方としても、性に関する外部講師の派遣事業に予算（最低でも交通費くらいでも）をつけていただける状況になれば、福島県もより明るくなっていくのかと思います。

(藤野会長)

ありがとうございました。

本日は教育庁さんも出席しているので、ぜひ検討していただければと思います。

倉持委員、何か御意見ございますか。

(倉持委員)

DV関係の話がこの計画の中にも出てきていて、反面、最近ニュースにもなった子どもの親権とか面会交流をめぐる争いになるというケースが非常に多くて、その関係でDVを理由に離婚を請求しているけれども、子どもを育てていない親の側は面会交流なり、親権なりを求めるということで、争いになるケースが大変多くあります。厚労省の方では、面会交流事業を自治体の方でやってほしいと言っていますが、たぶん県は未だ実施していなかったと思うので、DVで避難してきた方をシェルター等で保護し、その後自立を援助することは非常に大事ですけど、子どもがいる家庭だと必ずその子どもとお父さんなどの関係性とか面会交流をどうするのかということが問題になって、DVを理由に逃げてきているお母さんと直接連絡を取り合うことは困難なので、自治体として交流事業を積極的に実施していかないと、将来的なお母さんの人生の自立につながっていかないとしますので、これも含めてDVの支援、特に子どもがいるケースでは、自治体として積極的に行っていただきたいと思います。

(藤野会長)

ありがとうございました。

荻米委員、何か御意見ございますか。

(荻米委員)

男女共同参画というと、難しくて皆さん角張った感じなんですけど、基本的には一人ひとりを大切にするという意識があれば、みんなが住みやすく生きやすく、安心して自信を持って生きられるし、各個人の選択を認めることができるというのは、どこの課でも基本であればわざわざ「男女共同参画ですよ」と言わなくてもスムーズに行くのかなと思います。

男女共同参画計画の策定も少ないこともさりながら、パブリック・コメントを募集する期間の少なさ、応募者が一人しかいない。福島県では、「男女共同参画条例とかに興味がないのかしら？」と思ってしまいます。募集期間があつという間に終わってしまったので、広報の仕方とか、お金がかかるかも知れないがテレビを使って大々的に行えば、

徐々に増えていくかなと思います。よろしく願いいたします。

(藤野会長)

ありがとうございます。

自治体によっては、県民に集まってもうらうことをやっているところもあって、福島県もそういう形でもっとオープンにプランの見直しができるといいと思います。残念ながら今年度は予算が全然ついていなかったのが実現できませんでしたが、次回プランを策定するときに、できればホームページで意見を求めるだけでは多様な意見は集まらないので、もっと多様な意見が求められるような場、工夫をしていただきたいと思います。

副会長、何かコメントをお願いします。

(川端副会長)

いろいろな意見を伺いましたが、やはり鈴木さんのおっしゃった、男性と女性の役割をめぐる慣習とか雰囲気については、いくら言葉で言ったとしても、圧倒するだけの普通の生活の中では便利さとかどちらが物事がうまく進むのかとかが重要視されると思います。それが日常の中の常識だと思います。その常識の中に間違っていることが多くあります。「何となく平等でなければいけない」ということの中には、根本的に間違いはいっぱいあると思います。

大学で教えている中で気づくことがよくあります。男子学生と女子学生のレポートを読むと、圧倒的に女性の方が文章作成能力が高いです。これで思い出しますが、小中学校の時の先生が、「男の子は、いつか伸びるから」と言ったことがあります。大学生までは伸びないことがわかりました。その認識は間違いだし、今の制度上のものから急激に変えることは難しくても、はっきり「間違っている」ということを、今の状況を少しずつ維持すると思っていたとしても間違いは間違いということで、慣習や雰囲気だけのものではないと、学び直しをするタイプのものだと思います。

(藤野会長)

ありがとうございます。

皆様にプラン見直しにつきましていろいろ御意見いただいたところですが、そろそろ終わりの時間が近づいています。最後にプランに関して何か一言ございましたらお願いします。

(前川委員)

性自認、性的指向に関する部分につきましては、県庁の皆様、審議会の皆様には御苦労をおかけしまして、事務局皆様にすばらしいプランを作成していただきましたことを一県民として大変ありがたく思っています。

パブリック・コメントを作っているときに、たまたま近くにいた他県の友人にホームページのアップされたプランを見てもらったところ、「福島のプランはよくできているし、うらやましい」と、「これだったら福島に住みたいな」と言ってくれたことが非常に嬉しかった。多様性を尊重する福島県がこのようなプランと形でメッセージを発していけば、性的マイノリティの方々に勇気を与えるプランになったと思っています。

厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

(藤野会長)

どうもありがとうございます。

今回、中間見直しではございましたが、項目として「性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現」という項目が入ったことが、中間見直しとしては大きな成果だったと思っています。

他に皆様の方から何かございますか。

それでは、本日の審議を踏まえ、答申案の取りまとめを行いたいと思います。答申案の文言等の取りまとめにつきましては、会長の私と川端副会長及び事務局にお任せいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議事（3）その他

(藤野会長)

議事の（3）「その他」に移りたいと思います。

（事務局）何かありますか。

(角田課長)

特にございません。

(藤野会長)

それでは以上で、本日の議事は終了させていただきます。

今回をもって任期満了となりますが、2年間の任期の間、委員の皆様には審議に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

4 その他

(苅米委員)

持参資料の案内（案内資料は委員のみ）